

栃木県の放射能汚染状況

那須野が原の放射能汚染を考える住民の会・会長

栃木県北 ADR を考える会・代表 西川峰城

栃木県と那須塩原市における汚染の状況

那須塩原市からやってまいりました、西川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。当日資料 3 のスライド 2 にありますように、栃木県に最初の放射能がもたらされたのは、地震が発生した 2011 年の 3 月 11 日や、翌 12 日の水素爆発の日ではありませんでした。3 月 15 日の午前 8 時頃まではまったくそれまでの自然界の放射線量とほとんど変わらない状態で、3 月 15 日から急に放射性物質が降り始めました。このスライド上の青いグラフは宇都宮です。宇都宮は汚染されていないと思っていられっしやと思うのですが、確かに放射性プルーム（放射性物質を含んだ大気のかたまり）通過後に残留した汚染は低いのですけれども、このプルームが通過していった時に、屋外に出ていられっしやれば確実に放射性物質を吸っていられっしやったと思います。先ほどのお母さんの「脅しではない方法で」という話がありましたが、残念ながらこれは事実です。最初の濃いプルームが 3 時間位で通過していきました。その後ろに放射性物質が大気の中に最初のほど濃くは含まれていないけれども通過に長い時間が掛かった、そういうプルームが通過していきました。

スライド 2 の赤いグラフは那須町ですが、黒田原駅の近くにある那須町役場の屋上で測られたものです。サーベイメーターがぎりぎり間に合ひまして、放射線量が上昇してグラフが立ち上がる瞬間を捉えています。ご覧のとおり、宇都宮とは全然形が違います。那須町では那須塩原市もそうでしたけれども、この日雨が降りました。16 日も雨が降っていたと思うのですが、その雨が、ただ空気が通過していただけではなく、放射性物質を地表に落としました。これは那須町役場の屋上ですから、コンクリートの床面を汚してその後ろに乗っかっていって、高止まりしているような具合です。これは日光市です。この辺で測定が始まった市もあるのですけれども、県北は一般に高止まりしているという事がお分かりいただけるかと思ひます。

スライド 3 では、その後 2011 年 4 月 1 日までずっとプロットしていますが、こんな具合になります。那須町でも一応下がっています。このグラフが何を示しているかという、最初に大気中にまき散らされた放射能の量です。あの頃、テレビやニュースでは、今は原子力規制庁の中に吸収されてしまった原子力保安院の方が、よく出ていたのを覚えていられっしやると思ひます。あの保安院が発表しているのですが、大気中に放出した放射性物質で、セシウム 137 を 1 放出したとすると、セシウム 134 も 1 放出していることになります。

しかし、ヨウ素の 131 は 10 倍ぐらい放出しています。ヨウ素というのは 8 日間が半減期

です。だいたい 16 日間カウントしていますから、ヨウ素が 4 分の 1 になるところを示しているわけです。ヨウ素のこの空間放射線量に対しての寄与率は最初の出だしでは、だいたい 70%~75%でした。

福島県と周辺県における支援格差

次にスライド 4 をご覧ください。このように通過していったプルームが残していったものが何かというと、このマップは 2011 年 7 月 16 日現在のセシウム 134 と 137 の地表の蓄積量を示しています。栃木県と福島県の県境、茨城県の県境をご覧ください。県境で汚染が止まっています。ちなみにこの 7 月 16 日というのは原発事故から約 4 か月経っていますから、ヨウ素 131 は 3 万 2 千分の 1 にまで減って、ほとんど消えています。ですから、ヨウ素は気にしなくていいのですが、セシウムは残っています。このように福島県内の一部地域と栃木県ではそれほど差がありません。ちなみに宇都宮は雨が降らなかったおかげで、私たちの住んでいる那須塩原市の濃い場所に比べると、30 分の 1 位の蓄積量です。ちなみに福島県の飯館村は、那須塩原市の濃い場所から比べるとさらに 30 倍以上という具合です。

ところがスライド 5 をご覧いただきますと、福島県と栃木県でそんなに汚染に差はないにも拘らず、原因企業である東電や日本政府は、事故の対応に関して栃木県と福島県の間、しっかり格差をつけています。まるで放射能問題と言え、福島県だけの問題だと言っているかのようです。

県境の格差にはいくつもありますが、例として 2012 年 6 月に議員立法でできた「原発事故子ども・被災者支援法」という法律があります。これには随分不快な思いをしました。この法律の「支援対象地域」は、福島県の中に限定されています。しかし、栃木県はこんなに汚れているのに「準支援対象地域」ということになっています。さらに、除染にも格差があります。最も効果が高いとされるきちんと表土を剥ぐ除染を、福島県では環境省がお金を出して行われますが、栃木県にはお金を出しません。市や町の自治体が、子どもがいらっしゃって除染を希望されるご家庭で、基準線量以上の所は、表土剥ぎを市の費用で行いました。かなり後の最近になって、那須町と那須塩原市に対しては、環境省ではなく総務省が表土剥ぎ費用を返却してくれました。残念ながら、大田原市には返却されていません。

それから子どもの健康調査も福島県と栃木県では大きな差があります。福島県では、福島県民健康調査というものが実施されていますが、栃木県では実施されておらず、政策的な面での差があるのです。

公害問題としての原発事故

スライド 6 をご覧ください。私は原発事故における放射能汚染というのも、広い意味では公害問題だと思います。どのような取り組みがあるのかというと、私は、足尾銅山鉍毒

事件は詳しいわけではありませんし、水俣の皆様に大変申し訳ないのですが、水俣病もそれほど詳しく知っているわけではありません。知っている限りのことをスライドに書いてみましたけれども、足尾銅山鉍毒事件では最初に田中正造自身が国会で質問をして取り上げたということです。この時代の政治家としては相当しっかりとした演説をします。それから、「押し出し」という言葉を使うらしいですが農民が大挙して東京に陳情に行きました。それから、田中正造は明治天皇への直訴ということをしています。下手をするとそこでたたき殺されるかもしれないわけですから、これは決死の覚悟です。実際、家族に累が及ぶのを恐れて奥さんに離縁状を送ってから、ことを起こしたそうです。

水俣病について私が覚えているのは、まずは裁判です。今日のお話をうかがうと、公害問題への取り組みとしては、「ほっとはうす的な取り組み」というものもありそうですね。原発事故による放射能汚染に対する闘い方ですけれども、裁判というのを起こしていらっしゃる方もおられますし、先ほど司会の清水先生からご紹介があった裁判外紛争解決手続（ADR）という方法もあります。

ではこの裁判と ADR で何が違うのかというと、裁判では公開が原則です。公開が原則であるがゆえに、敵も味方も嘘をついたり、下手なことを言えば批判を浴びます。そのため、公開というのは非常に良いことです。しかし、公開での裁判というのは一審だけで終わるわけなく、二審、三審と続きます。こちらが勝っても相手が負けると控訴、上告というふうに最高裁判所まで行くしかありません。そうすると時間はかかりますし、プライバシーをさらけ出さなければならないということになります。集団訴訟といっても、数十名の規模というのが大きい方なのではないかと思えます。

スライド7に示しましたように、ADR の良いところは非公開であるということです。そのため限界はあると思いますが、プライバシーは守られます。そして、多くの人に参加しやすいというメリットがあります。弁護士さんを入れるかどうかというのは必ずしも絶対ではありませんが、私たちの場合は協力してくださる弁護士さんが見つかりましたので、弁護団を形成していただいて、東京電力と対峙しております。

そしてスライド8にありますように、今年 2015 年の 6 月 15 日に申し立てました。右上は弁護団の事務所に置かれている申込書の封筒の山ですが、この時点で 810 通です。最終的に 2,266 世帯になりましたから、この約 3 倍になっています。これを ADR センターに持ち込んでいるのがこの左上の写真です。左下が栃木県庁での記者会見の様子です。これからが始まりですけれども、今後 1 年くらいかかると思っていますので、また折がありましたらご報告させていただきます。ありがとうございました。